

岐阜県公報

号外(五) 平成二十四年四月一日

目次

訓令 甲

岐阜県公文書規程の一部を改正する訓令
岐阜県鍵情報等管理規程の一部を改正する訓令

(法務・情報公開課)
(同) 一
三

訓令 甲

岐阜県訓令甲第九号

庁中一般
各現地機関

岐阜県公文書規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十四年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県公文書規程の一部を改正する訓令

岐阜県公文書規程(昭和四十四年岐阜県訓令甲第一号)の一部を次のように改正する。
目次中「第十四条の五」を「第十四条の四」に、「第十四条の六」を「第十四条の五」に改める。

第二条第九号を次のように改める。

九 係長等 組織規則第二十条第一項に規定する係長及び担当総括並びに組織規則第

百六十九条第一項に規定する係長をいう。

第二条中第十二号及び第十三号を削り、第十四号を第十二号とし、第十五号から第十

七号までを二号ずつ繰り上げる。

第六条第二項中「課長補佐」を「係長若しくは課長補佐」に改める。

第九条第二項中「あて先」を「宛先」に改める。

第十三条第一項第一号中「あて名人」を「宛名人」に改め、同項第二号中「主務担当

総括(担当総括)を「主務係長等(係長等)」に、「主務担当総括は」を「主務係長等は」に改める。

第十四条の二中「主務担当総括」を「主務係長等」に改める。

第十四条の三第一項中「あて」を「宛て」に、「主務担当総括」を「主務係長等」に改め、同条第二項中「あて」を「宛て」に改める。
第十四条の四を削る。

第十四条の五に見出しとして「(秘密文書等の取扱いの特例)」を付し、同条中「前五条」を「前四条」に改め、同条を第十四条の四とする。

第十四条の六中「主務担当総括」を「主務係長等」に、「第十四条の四」を「第十四条の三」に改め、第二章第二節中同条を第十四条の五とし、第十四条の七を第十四条の六とする。

第十四条の八中「主務担当総括」を「主務係長等」に改め、同条を第十四条の七とする。

第十八条第一項及び第二十條第四項中「担当総括」を「係長等」に改める。

第二十九条第一項第一号口及び同項第三号中「あて先」を「宛先」に改め、同項中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号を第七号とし、第九号を第八号とする。

第四十三條第二項第一号中「あて名人」を「宛名人」に改め、同項第二号中「主務担当総括」を「主務係長等」に改める。

第四十三條の四第一項及び第二項中「あて」を「宛て」に改める。

第四十三條の五を削る。

第四十三條の六に見出しとして「(秘密文書等の取扱いの特例)」を付し、同条中「前五条」を「前四条」に改め、同条を第四十三條の五とする。

第四十七條第一項及び第二項中「あて先」を「宛先」に改める。

第四十七條の二第一項中「第四十三條の五」を「第四十三條の四」に改める。

第五十一條第一項中「担当総括」を「係長等」に改める。

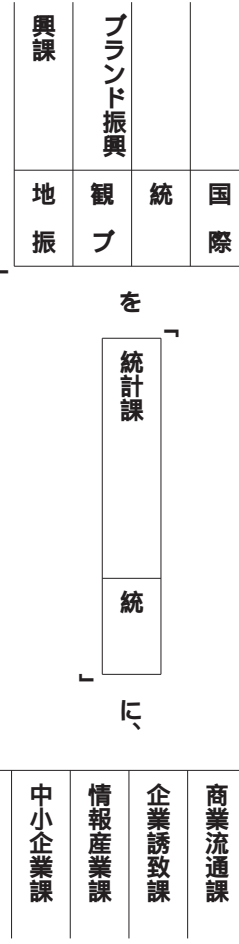
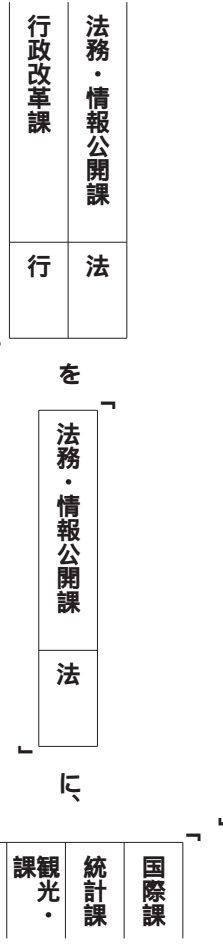
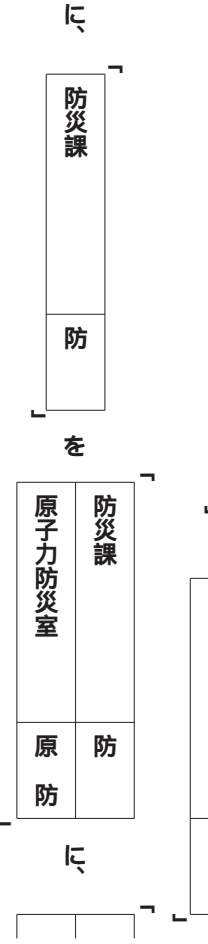
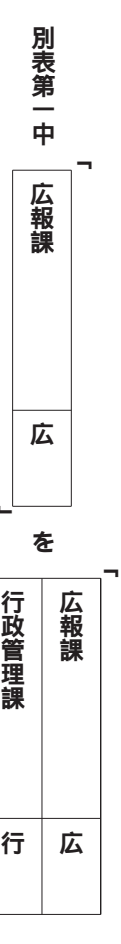
第六十一條第一項第一号口中「あて先」を「宛先」に改め、同項中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号を第七号とする。

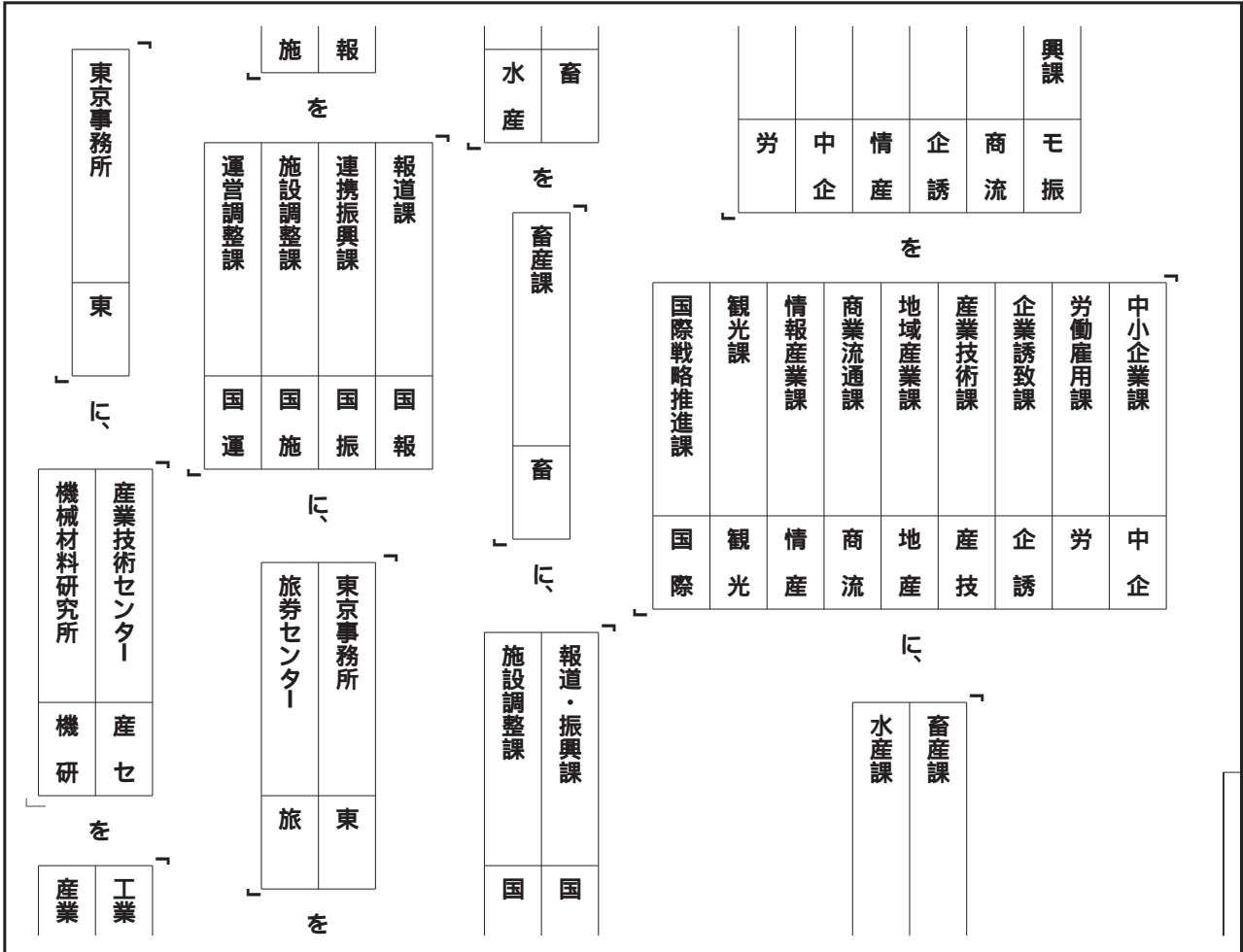
附則第八項中「第十四條の五」を「第十四條の四」に、「第十四條の七第一項」を「第十四條の六第一項」に、「第四十三條の六」を「第四十三條の五」に改める。

附則第九項中「第十四條の七第四項、第二十九條第一項第七号」を「第十四條の六第四項、第二十九條第一項第六号」に、「第六十一條第一項第七号」を「第六十一條第一項第六号」に改める。

別記第八号様式の二(その一)及び同様式(その二)中「当該審議」を「当該」に改める。

別記第九号様式(その一)及び同様式(その二)中「当該審議」を「当該」に、「当該メール」を「当該メール」に、「当該審議」を「当該」に、「当該メール」を「当該メール」に、「当該審議」を「当該」に改める。





岐阜県訓令甲第十号
 岐阜県縫情報等管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
 平成二十四年四月一日
 岐阜県知事 古田 肇
 岐阜県縫情報等管理規程の一部を改正する訓令
 岐阜県縫情報等管理規程（平成十四年岐阜県訓令甲第三号）の一部を次のように改正する。
 第三条第一項中「電子署名の」の下に「職署名の」を加え、同項各号を次のとおり改める。
 一 知事署名

この訓令は、平成二十四年四月一日から施行する。
 附 則
 別表第三往復文書第四注第二号中「あてた」を「宛てた」、「あて先」を「宛先」に改める。
 アカデミ 国た
 クール 木工
 旅 国
 に改める。
 技術研究所 工技研
 技術センター 産セ
 に、
 国際情報科学芸術アカデミー 国ア
 国際たくみアカデミー 国た
 木工芸術スクール 木工
 を
 国際たくみ
 木工芸術ス
 旅券センタ

庁中一般
各現地機関

二 知事職務代理人署名

三 副知事署名

四 会計管理者署名

五 会計管理者事務代理人署名

六 部長の署名

七 事務局長の署名

八 課長の署名

九 現地機関等の長の署名

第四条第一項の表岐阜県権限者署名、知事署名、知事職務代理人署名の項中「岐阜県権限者署名」を削る。

第七条第三項中「岐阜県権限者署名又は」を削る。

附則

この訓令は、平成二十四年四月一日から施行する。

平成二十四年四月一日発行

発行者
発行所

岐阜市数田南二丁目一番一
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社